



亀岡市人権啓発だより 第66号

編集／発行：亀岡市生涯学習部人権啓発課
〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地
TEL 25-5018
E-mail:jinken-keihatsu@city.kameoka.lg.jp

見開き特集 「インターネットと人権」 について

インターネットは生活を豊かにしてくれるものですがその一方で、人権に関わるさまざまな問題も発生しています。今回はインターネットと人権について取り上げ、被害にあった時の相談窓口も紹介しています。ぜひご覧ください。



ヒューマンフェスタ2022 ゆう・あいフォーラム2022 を同時開催しました

～いのち輝く 共生社会をめざして～



毎年、「人権週間(12月4日～10日)」に先立ち開催している「ヒューマンフェスタ」は今年で33回目、「ゆう・あいフォーラム」は27回目を迎え、3年ぶりに通常開催をすることができました。特設ステージでは、手話コーラスから始まり、人権作文朗読や詳徳中学校吹奏楽部の演奏などが行われました。各参画団体によるワークショップや映画上映、ファミリーコンサート、人権クイズラリーなど、来場者が人権や男女共同参画についての関心や

理解を深めました。イベントを通じ、誰もが自分と他人の命を大切に、互いに支え合いながら、自らの個性が発揮できる共生社会を考える機会となりました。



詳徳中学校吹奏楽部の発表ではトークの時間もあり、学校生活の話も聞けました♪



ファミリーコンサートでは歌と踊りで楽しく人権を学ぶことができました。出演は「ケチャップマヨネーズ」さん。



パープルリボンメッセージがたくさん集まりました!



人権啓発作品を展示しました。ご応募ありがとうございました!



「いろいろ体験に参加できて良かったです」と感想をいただきました♪

人権啓発作品募集にたくさんのご応募ありがとうございました



令和4年度の人権啓発作品募集に、小中学校の部、一般の部合わせて10,600点の取組をいただき、そのうち453点の作品を応募いただきました(学校の部では各学校で予備審査していただきました)。ポスター・作文・メッセージの各部ごとに審査が行われ、入賞した作品は140点。これらの市民の皆さんの思いの詰まった作品を使って、啓発物品や、人権啓発カレンダーを作成し、各学校や公共施設、企業などに配布しました。

インターネットによる人権侵害

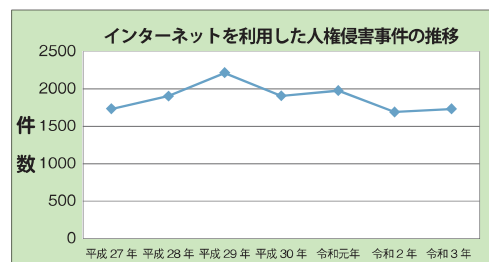
インターネットはとても便利ですが…

インターネットは生活に不可欠で、多くの人々が利用しています。ですがその一方で、他人への誹謗中傷やプライバシーの侵害、SNS いじめ、特定の民族や国籍の人々を拒絶する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）、部落差別（同和問題）に関して差別を助長するような投稿など、人権に関わる様々な問題が発生しています。



人権侵害の状況って…？

令和3年の全国の法務局・地方法務局が新規に救済手続きを開始した「人権侵犯事件」は、8,581件でした。このうち、インターネット上の人権侵害情報に関する事件数は、1,736件でした。高水準で推移しています。



(出典：法務省「令和3年における「人権侵犯事件」の状況について」)

近年特に問題になっている児童ポルノは、それ自体、子どもの人権擁護上許されるものではありません。その画像がいったんインターネット上に流出し拡散されると、回収することが極めて困難となり、被害を受けた児童は将来にわたって永く苦しむことになるなど、重大な人権侵害です。

! インターネット上に掲載されると、世界中から閲覧可能となり、次々にコピー・転載されると短期間に大量のデータが広がることもあります。いったんデータが拡散されると、完全に削除することは難しく、削除されない情報は半永久的に掲載され、被害を出し続けます。

顔が見えないからこそ、相手の人権を尊重することを忘れず、配慮をもってインターネットを利用しましょう。

法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局で人権相談に応じており、人権相談などを通じて人権侵害の疑いのある場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な対応をしています。
次ページでは、インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口について紹介します。

No Heart No SNS (ハートがなけりゃ SNS じゃない！)



一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社団法人セーフインターネット協会や法務省、総務省が共同して、SNS 利用に関する人権啓発サイトを開設しています。サイトには SNS を利用する際のルールやユーザー保護機能の活用方法などが掲載されています。ぜひご覧ください。



インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内

インターネットの書き込みにより、誹謗中傷などの被害にあわれた場合

解決策について相談したい

悩みや不安を聞いてほしい

「まもろうよ ころろ」(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro>

◎ 悩みや不安を抱えて困っている方に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。電話、メール、チャット、SNS など、様々な方法による相談が可能です。



・解決策がわからない
・書き込みを削除したい

書き込んだ人に
賠償等を求めたい

・身の危険を感じる
・犯人を処罰してほしい

弁護士に相談

または 法テラス

<https://www.houterasu.or.jp>



最寄りの警察署や都道府県警察

本部のサイバー犯罪相談窓口

<https://www.npa.go.jp/cyber/soudan.html>



・まずアドバイスがほしい
・自分で迅速に削除依頼したい

・自分で削除依頼できない
・自分の代わりに削除要請してほしい

ネットトラブルの
専門家に相談したい

人権問題の専門機関に
相談したい

国の機関に
相談したい

民間機関に
相談したい

「違法・有害情報相談センター」
(総務省)



<https://www.ihaho.jp>

迅速な助言



- ◎相談者自身で行う削除依頼の方法などを迅速にアドバイスします。
- ◎インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員が対応。
- ◎人権侵害に限らず、様々な事案に対して幅広いアドバイスが可能。
- ◎インターネットで相談の受付や相談のやりとりを行います。

※削除要請ではなくアドバイスを行う相談窓口です。

「人権相談」
(法務省)



<https://www.jinken.go.jp>

「みんなの人権 110 番」
0570-003-110

人権イメージキャラクター 人 KEN まもる君

削除要請・助言



- ◎相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請を行います。
- ◎削除要請は、専門的知見を有する法務局が違法性を判断した上で行います。
- ◎全国の法務局における面談のほか、電話やインターネットでも相談を行います(外国語にも対応)。

※違法性の判断に時間を要する場合があります。

「誹謗中傷ホットライン」
(セーフアーインターネット協会)



<https://www.saferinternet.or.jp/bullying/>

プロバイダへの連絡



- ◎インターネット上の誹謗中傷について、連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したものについては、国内外のプロバイダに各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡を行います。
- ◎インターネット企業有志によって運営されるセーフアーインターネット協会(SIA)が運営しています。
- ◎インターネットで連絡を受付し、やりとりはメールで行います。

※プロバイダへの連絡を行わない場合もあります。

※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

出典：法務省ウェブサイト

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>



ちょっと考えてみませんかシリーズNo.29

～人権相談 Q & A～



人権イメージキャラクター
人 KEN まる君

Q. どんな相談にのってくれるの？

セクハラやパワハラ、家庭内暴力、体罰やいじめ、インターネットでの誹謗中傷、差別など「自分の悩みは人権侵害かも？」と思ったら、一人で悩まず、気軽に相談してください。秘密は守ります。相談は無料です。

Q. 誰が相談にのってくれるの？

全国各地の法務局の職員や、人権擁護委員が人権に関する相談を受けています。



人権イメージキャラクター
人 KEN あゆみちゃん

● 電話やインターネットでの相談

相談先	相談内容	連絡先
みんなの人権110番	様々な人権問題	☎ 0570-003-110
子どもの人権110番	いじめ・虐待など子どもの人権問題	☎ 0120-007-110 (通話無料)
女性の人権ホットライン	セクハラ・家庭内暴力など女性の 人権問題	☎ 0570-070-810
外国語人権相談ダイヤル Foreign-language Human Rights Hotline	日本語を自由に話すことが できない方からの人権相談	☎ 0570-090-911
子どもの人権 SOS ミニレター	子どもの人権問題 (手紙による相談)	 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html
インターネット人権相談	様々な人権問題 (インターネットによる相談)	 https://www.jinken.go.jp/
LINE による人権相談	人権に関する相談を LINE 上で受け付けています。	  友だち追加は こちらから！

● 窓口での相談も受け付けています。※事前予約不要

※一部の IP 電話等からはご利用できないことがあります。

窓口 (亀岡市周辺)	実施日	連絡先・問い合わせ先
亀岡市役所 (特設人権相談)	毎月第2・第4月曜日(祝日の場合は翌日) 午後1時30分～午後4時30分	亀岡市人権啓発課 亀岡市安町野々神8番地 ☎ 0771-25-5018
南丹広域振興局 亀岡総合庁舎 (人権特設相談)	年6回ほど(詳しい実施日については、お問い 合わせいただくかHPをご確認ください。)	南丹広域振興局 亀岡総合庁舎 亀岡市荒塚町1-4-1 ☎ 0771-24-8430
京都地方法務局 園部支局 (人権擁護委員常駐相談)	火・木曜日(祝日は除く) 午後1時～午後4時	京都地方法務局 園部支局 南丹市園部町小山東町平成台一号17 ☎ 0771(62)0208

出典：法務省ウェブサイト
<https://www.moj.go.jp/JINKEN/index.html>